○農林水産省告示第二千七百五十二号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百三十一号）の施行に伴い、及び農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）第三条第二号イの規定に基づき、平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号の一部を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日　農林水産大臣　森山　裕

平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号の一部を改正する等の告示

第一　平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号（農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第二号から第三号までの規定中「第三条」を「第三条第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　令第三条第二号イの農林水産大臣が定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

イ　次に掲げる者のいずれかであること。

(1)　管理栄養士

(2)　公認会計士

(3)　弁護士

(4)　税理士

(5)　社会保険労務士

(6)　技術士

(7)　弁理士

(8)　中小企業診断士

ロ　イに掲げる者の業務に従事した期間が通算して二年以上あること。

第二　平成二十四年九月五日農林水産省告示第二千百五十四号（構造改革特別区域法施行令第六条第一号の農林水産大臣が定める基準を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第百三十九号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百三十一号）の施行に伴い、構造改革特別区域法施行令第七条に基づき環境大臣が定める溶融加工の方法（平成十六年四月環境省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年十二月十八日　環境大臣　大塚　珠代

題名及び本則中「第七条」を「第六条」に改める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

国民の保護に関する基本指針の変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の変更を次のとおり公示する。

国民の保護に関する基本指針の変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

第４章第１節４⑷中「（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）」を削る。

第４章第３節３⑵①中「、緊急時予測システム」を削り、同節３⑵④イ中「聴取するとともに」を「聴取する。また、国〔資源エネルギー庁〕及び電力広域的運営推進機関は」に改め、「基づく」の次に「指示、」を加え、同節６中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に、「に規定する二類感染症又は三類感染症」を「第６条第２項の一類感染症をいう。）を除く。）」に、「一類疾病及び二類疾病」を「Ａ類疾病及びＢ類疾病」に、「一類疾病として」を「Ａ類疾病として」に改める。

第４章第５節２⑵中「指定公共機関及び指定地方公共機関」の次に「並びに電力広域的運営推進機関」を加える。

消費者庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消費者庁の国民の保護に関する計画（消費者庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年12月18日　消費者庁長官　板東久美子

消費者庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節３の３つめの○中「及び消費者情報課」を削る。

第２章第３節の２つめの○中「、物価情報ネットワーク等を活用し」を削る。

法務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく法務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年12月18日　法務大臣　岩城　光英

法務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論４の⑴中「，厚生管理官及び訟務部門」を「及び厚生管理官」に改める。

別添１第１の１を次のように改める。

１　連絡会議は，次に掲げる議長，副議長，委員及び幹事により構成する。

議　　長：官房長

委　　員：大臣官房審議官（総括担当）

副 議 長：大臣官房秘書課長

委　　員：大臣官房人事課長

委　　員：大臣官房会計課長

委　　員：大臣官房施設課長

委　　員：大臣官房厚生管理官

委　　員：大臣官房司法法制部司法法制課長

委　　員：民事局総務課長

委　　員：刑事局総務課長

委　　員：矯正局総務課長

委　　員：保護局総務課長

委　　員：人権擁護局総務課長

委　　員：訟務局訟務企画課長

委　　員：入国管理局総務課長

委　　員：法務総合研究所総務企画部長

委　　員：公安審査委員会事務局長